**宍粟市特産品ブランド認証要綱**

**（目的）**

第１条　近年、全国の自治体を中心にふるさと納税制度や産地ブランド化の動きが急速に活発化している。

　　その背景には、①安全・健康といった消費者のニーズの高まり②安価な海外商品の流入③宅配便などの流通革命④インターネットなどの情報通信革命⑤各自治体等の生残り戦略等があげられる。

　　宍粟市としても、これまでＪＡ、事業者、第３セクター等を中心に取組んでおり一定の成果も確認される状況である。しかし、市の施策としても「森林から創まる地域創生」をテーマとする地域創生を展開する中において、今後交流人口の増加を図るとともに、広大な市の地域資源を活用し、経済活動を活性化することが急務となっている。

　　合わせて、今以上に消費者の方々から安全で安心と認められる商品を作り上げるとともに信頼関係を築く必要である。

　　そのために、これまでそれぞれの団体が独自に取組んできた特産化の動きを、宍粟市として一体的に取組むために独自の「認証」制度を立ち上げ、多くの団体等の参加を得て活性化を図るものである。

**（宍粟市特産品ブランド認証委員会）**

第２条　認証基準を定める特産品等の選定及び宍粟市特産品ブランドの認証（以下「認証」という。）に関する重要事項の審議並びに、宍粟市特産品ブランド認証委員会事務局（以下「事務局」という。）から認証状況の報告を受け認証制度の効果を計るため、宍粟市特産品ブランド認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、委員１２名以内をもって組織する。

３　委員の任期は、２年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員会の運営については、別に定める。

**（認証基準）**

第３条　宍粟市特産品ブランドは、原則として宍粟市内の事業所で製造される製品または宍粟市内で収穫される農産物・加工品などを対象とし、認証基準は別に定めるものとする。

２　食品については、生産・製造並びに表示基準が満たされていること。

３　宍粟市民や宍粟を訪れる観光客等の評価で人気の高かった特産品については、委員会で審査の上、当該商品の生産者・製造者にその結果を通知し、当該事業所が申請を行うことで認証を行うことができるものとする。

４　宍粟市内に本社・本店・等を有する生産者・製造者及び団体等が生産地や製造地を宍粟市外に有する場合、その理由を付して申請を行うことで認証を行うことができるものとする。

５　宍粟市内に本社・本店・等を有する生産者・製造者及び団体等が自主的に開発した製品等を宍粟市外において生産・製造する場合、その理由を付して申請を行うことで認証を行うことができるものとする。

６　宍粟市内に本社・本店・等を有する生産者・製造者及び団体等が、原材料の主な部分を宍粟の産品で構成し、自主的に開発した製品等で、宍粟市外で生産・製造する場合、その理由を付して申請を行うことで認証を行うことができるものとする。

**（認証申請・認証決定等）**

第４条　認証を受けようとする生産者・製造者は、宍粟市特産品ブランド認証申請書（様式第１号）及び宍粟市特産品ブランド認証申請調書（様式第１号の２）により事務局に申請する。

２　前項の申請は、認証を受けようとする商品の写真を添付して行うものとする。しかし、申請時の添付が困難と認められるものについては、この限りではない。

３　第1項に規定する申請が行われた場合は、委員会で認証基準と照合、審査し、認証の可否を判断するものとする。

４　委員長は前項の規定により認証の可否を判断し、結果を理事長に報告するものとする。

５　理事長は委員長から報告を受けた結果について、理事会において最終決定を行うものとし、認証をした当該申請者に対して認証書（様式第３号）を交付するものとする。なお認められない場合はその理由を通知する。

６　認証を受けた申請者は、宍粟市特産品ブランド認証に係る誓約書（様式第２号）を理事長に提出し、今後認証品の資質向上等に努めるものとする。

**（認証マークの表示）**

第５条　第４条の規定により認証を受けた商品の生産者・製造者は、別に定める認証商品ロゴマークを当該商品の容器または包装に印刷表示することができる。

２　前項のロゴマークの印刷表示に要する費用は、認証生産者・製造者の負担とする。

３　前項のロゴマークの印刷表示を行わない場合には、別に委員会事務局が発行するロゴマークシールを購入し、当該商品本体または容器、包装になどに貼り付けることができる。

**（認証の有効期間及び更新）**

第６条　第４条第３項または第４項の規定による認証の有効期間は、認証の日から４年間とする。

２　認証の更新を受けようとする認証生産者・製造者は、当該認証の有効期間の満了するまでに、宍粟市特産品ブランド認証更新申請書（様式第４号）により理事長に申請し委員会の再審査を受けるものとする。

３　理事長は委員会による再審査で前項の申請が適当と認められたときは、認証を更新するとともに、当該申請者に対して認証書を交付するものとする。

４　前項の規定により更新される認証の有効期間は、第１項に規定する認証の有効期間の満了する日の翌日から４年間とする。

**（認証書記載事項の変更届出）**

第７条　認証生産者・製造者は、交付された認証書（以下「交付認証書」という。）の記載事項に変更があった場合は、当該交付認証書を添付して、速やかに宍粟市特産品ブランド認証書記載事項変更届出書（様式第５号）により理事長に届け出るものとする。

２　理事長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に対して、必要な記載事項を記入した認証書を交付するものとする。

**（点検及び指示）**

第８条　事務局は、この事業の適正な運営を図るため、理事長の指示で、認証した宍粟市特産品ブランド認証書記載事項に関する点検を行うことができる。

２　認証生産者・製造者は、前項の規定に基づいて事務局が行う点検に協力するとともに、その指示に従うものとする。

**（認証基準遵守のチェックと責任の所在・事故等への対応）**

第９条　本制度は、製造者・生産者の意思による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とすることから、認証した商品に問題が生じた場合の責任は、生産者・製造者自身に帰属するものであり、認証商品の流通や販売、認証商品の消費や使用において事故等が発生したときは、認証生産者・製造者が一切の責任を負うこと。

２　認証生産者・製造者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときには事務局に速やかに連絡すること。なお、事務局の指示があったときは、その指示に従うとともに報告書を提出すること。

３　事務局が認証商品の苦情等を受け付けたときは、認証生産者・製造者に対し速やかにその内容を連絡する。認証生産者・製造者はこれに誠意をもって対応し、その状況を報告すること。

４　理事長は事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めたときは、その内容を公表する。なお、新聞社及びテレビ局等の報道関連への情報提供も同様とする。

５　理事長は前項の公表により、認証生産者・製造者及びその取引関係先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任及び負担を負わないものとする。

**(認証の取り消し）**

第10条　理事長は、認証生産者・製造者が次のいずれかに該当するときは、当該商品に対する認証を取り消すことができる。

（１）認証の取り消しの届け出があったとき

（２）ロゴマークを不適正の使用したとき

（３）認証後、事業所を市外に移動したとき

（４）その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

２ 理事長は、この要綱に重大な違反をして認証を受け、または宍粟市特産品ブランドに対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに当該者の受けた認証商品の取り消しを行い、再度の認証申請も拒否することができる。

３　理事長は、第１項の規定に基づき認証を取り消した場合は、認証生産者・製造者にその旨を通知するものとする。

４　第１項第1号の認証の取り消しの届け出は、宍粟市特産品ブランド認証取消届出書（様式第６号）により行うものとする。

**（補則）**

第11条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年　１月　１日から施行する。

　この要綱は、令和　３年　１月１４日から施行する。